

風水害編

《風水害編 目次》

第1章 総則	137
第1節 風水害対策の基本方針	137
第2節 災害の想定	138
第1 水害	138
第2 土砂災害	139
第2章 災害予防計画	140
第1節 水害の予防対策	140
第1 治水事業の推進	140
第2 浸水危険地区の周知等	140
第3 農地・農作物の水害予防	141
第4 道路の水害予防	141
第2節 土砂災害予防対策	142
第3節 風害の予防対策	143
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	143
第2 農作物等の風害防止対策	143
第4節 雪害の予防対策	144
第1 道路雪害防止対策	144
第2 農作物等の雪害防止対策	144
第5節 防災体制の整備	145
第1 防災意識の向上	145
第2 消防体制の整備	145
第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備	145
第4 情報通信体制の整備	145
第5 備蓄・物流計画	145
第6 防災関連施設の整備	145
第7 帰宅困難者等対策	145
第8 防災体制の整備	146
第3章 災害応急対策計画	147
第1節 組織及び動員計画	147
第1 町職員の配備	147
第2 町災害対策本部の設置	149
第2節 情報通信対策計画	151
第1 気象情報の収集・伝達	151
第2 通信の確保	152
第3 被害情報等の収集・報告	152
第4 災害広報・報道対応	152
第5 災害相談窓口の設置	152
第6 被災者台帳の作成	152
第3節 風水害等避難計画	153
第1 避難指示等の発令	153
第2 避難誘導等	156
第3 避難所の開設・運営	156

第4 在宅等避難者の支援	157
第5 臨時避難所の確保等	157
第6 安否照会への対応	157
第4節 竜巻等対策	158
第1 竜巻情報の収集・伝達	158
第2 竜巻被害への対応	158
第5節 要配慮者等の支援計画	159
第6節 消防・水防対策計画	160
第1 消防・救助・救急活動	160
第2 危険物等の対策	160
第3 水防活動	160
第7節 医療・救護計画	161
第8節 災害警備計画	162
第1 災害警備	162
第2 防犯活動	162
第9節 交通・輸送対策	163
第1 道路災害の警戒	163
第2 緊急通行路線の確保	163
第3 緊急輸送	163
第10節 水・食料・生活物資等対策	164
第11節 応援等の要請・受入れ計画	164
第12節 応急教育等対策	164
第13節 応急保育計画	164
第14節 帰宅困難者等対策	164
第15節 保健活動・防疫計画	164
第16節 遺体の捜索・処置・埋火葬計画	164
第17節 災害廃棄物・障害物等対策	164
第18節 環境汚染等対策	164
第19節 住宅等応急対策計画	165
第20節 ライフライン施設等応急対策計画	165
第21節 災害ボランティア対応計画	165
第22節 災害救助法適用事務計画	165
第4章 災害復旧・復興計画	166
第1節 被災者の生活再建支援	166
第2節 災害復旧事業の推進	166
第3節 災害復興計画	166

第1章 総則

第1節 風水害対策の基本方針

本計画は、総則編で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第2節 災害の想定

第1 水害

1. 想定洪水

県は、水防法による水位周知河川に指定されている一宮川については、支川の水上川、豊田川も含めて大雨で氾濫した場合の洪水浸水想定を実施している。

想定条件は、計画規模降雨と想定最大規模降雨の2種類である。

＜一宮川洪水浸水想定 of 想定降雨量＞

	計画規模降雨	想定最大規模降雨
一宮川流域	308mm/24H (概ね50年に一度)	640.2mm/24H

2. 浸水予測

一宮川流域で想定最大規模又は計画規模の降雨が発生し、一宮川並びに支川の水上川、豊田川が氾濫した場合、河川沿いの平地部を中心に次のような浸水が想定されている。

(1) 一宮川、水上川の氾濫

想定最大規模の洪水で氾濫した場合、浸水範囲は一宮川ではおおそ榎本から金谷までの県道13号市原茂原線沿道まで、水上川では高山地域における水上川沿いの平地部を中心に広がる。浸水深は0.5～3.0mに達するところが多く、最大浸水深は水上川沿いの一部で5.0～10.0mに達する。

河岸浸食及び氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は町外の一宮川沿いに分布するが、町内には存在しない。

浸水継続時間は圏央道と県道13号市原茂原線が交点付近で局所的に12～24時間、そのほかの地域では12時間未満となり、その範囲は計画規模における浸水範囲よりも広い。

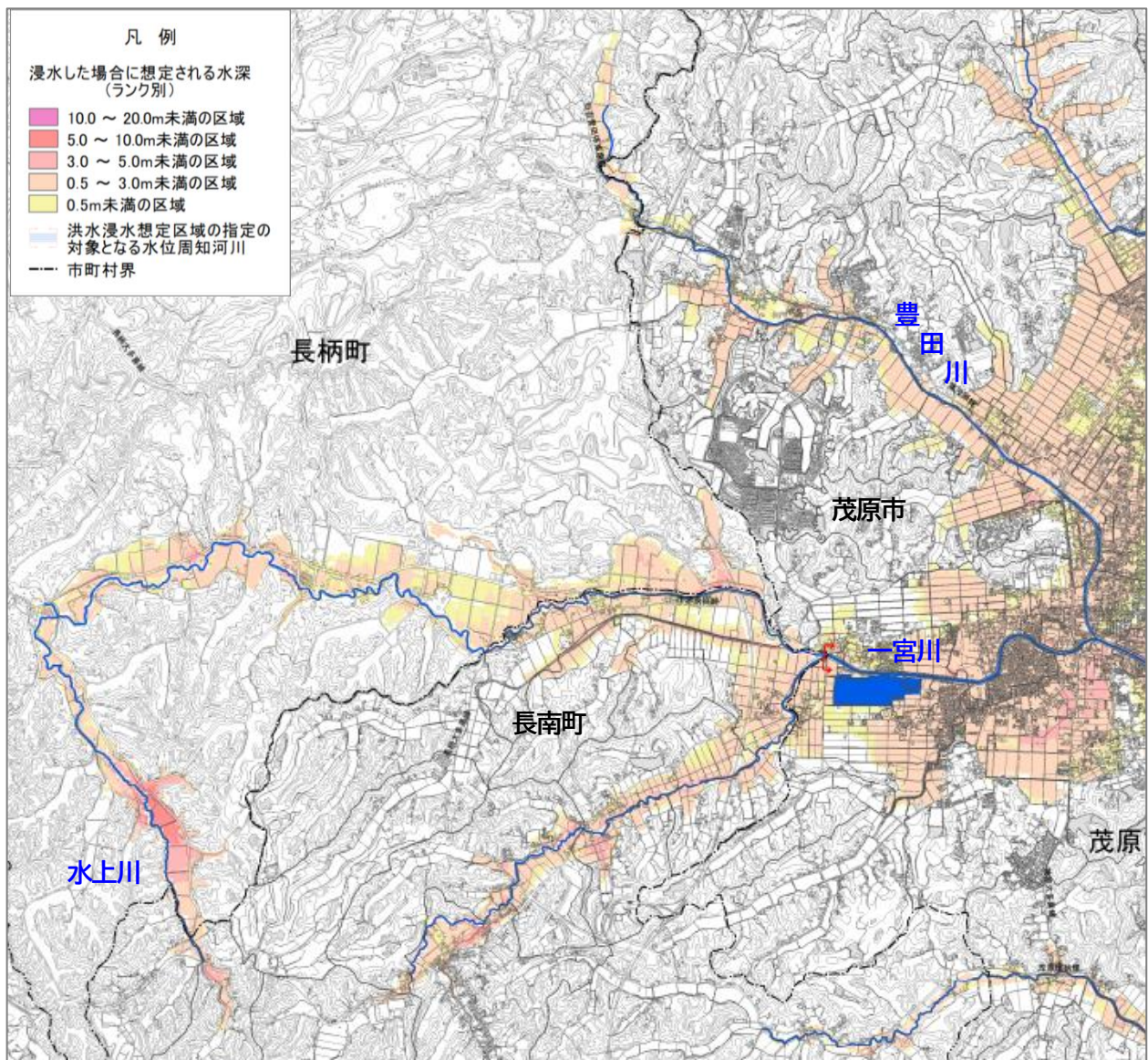
計画規模の洪水で氾濫した場合は、県道13号市原茂原線沿道を中心に浸水が想定されており、浸水深は最大で0.5～3.0mとなる。また、一宮川に流入する支川沿いでも最大で0.5～3.0mの浸水域が見られる。水上川沿いの浸水範囲は上流部から大津倉地域までの右岸側を中心に広がっている。上流部水上川での浸水深も最大で0.5～3.0mと想定される。

(2) 豊田川の氾濫

想定最大規模の洪水で氾濫した場合、県道128号日吉誉田停車場線より西側の平地部で浸水が想定され、最大浸水深は0.5～3.0mに達する。

浸水継続時間はほとんどが12時間未満想定であるが、味圧地域の一部では12～24時間の浸水予想がされている。また、その範囲は計画規模における浸水範囲と相似する。

計画規模の洪水で氾濫した場合の浸水範囲は概ね豊田川の右岸となり、浸水深は最大で0.5～3.0mと想定される。



＜町内の想定最大規模の洪水浸水想定区域の分布（千葉県資料に加筆）＞

第2 土砂災害

町内では土砂災害防止対策の推進に関する法律により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域が299箇所（急傾斜地292箇所、土石流7箇所）指定されており、そのうちの297箇所（急傾斜地291箇所、土石流6箇所）は、同法により建築構造等が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されている。

第2章 災害予防計画

第1節 水害の予防対策

項 目	担 当
第1 治水事業の推進	建設環境課、長生土木事務所、一宮川改修事務所
第2 浸水危険地区の周知等	総務課
第3 農地・農作物の水害予防	産業振興課、長生農業事務所
第4 道路の水害予防	建設環境課、長生土木事務所、東日本高速道路（株）

第1 治水事業の推進

1. 河川整備

町（建設環境課）及び長生土木事務所、一宮川改修事務所は、二級河川である一宮川（支川の水上川及び豊田川を含む。）の整備を促進し、治水安全度の向上に努める。

2. 雨水排水施設の整備

町（建設環境課）は、千葉県「千葉県宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき、地下水の涵養、平常時における河川流量の保全、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を指導する。

3. 流域治水の推進

町（建設環境課）は、一宮川流域治水協議会が策定した「一宮川水系流域治水プロジェクト」を推進する。

特に、令和元年と同規模の降雨による家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、河川整備と内水対策（下水道整備、貯留）、土地利用施策（建築規制等）を連携して進める「一宮川流域浸水対策特別緊急事業（令和11年度まで）」の実施に協力する。

第2 浸水危険地区の周知等

1. 水害リスクの把握

町（総務課）は、過去の浸水履歴や浸水想定などの情報を収集し、又は調査し、浸水が発生する条件や発生しやすい区域について把握する。

2. 洪水ハザードマップの周知

町（総務課）は、水害の危険の認識と避難所等の周知を図るため、河川管理者等が公表した一宮川、水上川、豊田川の浸水想定区域等に基づき、水害の危険箇所、避難所、情報の入手方法等を示した長柄町洪水ハザードマップを作成し、配布している。

今後も転入者への配布、広報紙への掲載、ハザードマップの改訂等を継続的に行い、水害リスクや避難等に関する情報の周知を図る。

なお、洪水ハザードマップを改訂する際には水防法の規定を踏まえ、想定最大規模の降雨等に対する避難体制の検討、過去の浸水実績等の水害リスクや早期の立退き避難が必要な区域の明示等に努める。

3. 要配慮者利用施設避難計画の作成

水防法第15条の3の規定に基づき、洪水浸水想定区域内に存在する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練や、その他の措置に関する避難確保計画を作成し、町への報告及び計画に基づく訓練を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

町（総務課）は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で情報伝達訓練などを行う。

なお、水防法の規定により避難確保計画の作成及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編に示す。

【資料編「洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」】

第3 農地・農作物の水害予防

町（産業振興課）及び長生農業事務所は、土地改良区等を通じて排水路の点検、整備・維持等を指導する。また、農業用かんがい排水施設等の工作物を管理する団体等は、災害に備えた点検や適切な予防措置を講じる。

さらに農作物の水害防止について、畑への排水対策等を指導し、被害の軽減を図る。

第4 道路の水害予防

町（建設環境課）、長生土木事務所、東日本高速道路株式会社は、管理道路における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行う。

第2節 土砂災害予防対策

地震編 第2章「第2節 土砂災害予防対策」に準ずる。

第3節 風害の予防対策

項 目	担 当
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	総務課
第2 農作物等の風害防止対策	産業振興課、長生農業事務所、長生農業協同組合

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町（総務課）は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下の普及啓発を図る。

1. 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けるよう啓発する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があることに留意する。

2. 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めることを普及する。

第2 農作物等の風害防止対策

町（産業振興課）、長生農業事務所、長生農業協同組合等は、農作物の風害防止について防風林・防風垣・砂防林・多目的防災網の設置等を指導し、被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

第4節 雪害の予防対策

項 目	担 当
第1 道路雪害防止対策	建設環境課、長生土木事務所、東日本高速道路（株）
第2 農作物等の雪害防止対策	産業振興課、長生農業事務所、長生農業協同組合

第1 道路雪害防止対策

道路管理者（町（建設環境課）、長生土木事務所、東日本高速道路株式会社）は、路面の凍結防止や円滑な除雪を実施する体制を確保する。

- （1）職員の配備体制及び連絡系統の確立
- （2）除雪委託業者との連絡系統の確立
- （3）路面凍結防止剤の備蓄
- （4）除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- （5）道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- （6）道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

第2 農作物等の雪害防止対策

町（産業振興課）は長生農業事務所、長生農業協同組合等と協力し、農作物の雪害防止について指導し、被害の軽減を図る。

第5節 防災体制の整備

項 目	担 当
第1 防災意識の向上	総務課、学校教育課、産業振興課、長生郡市広域消防本部、防災関係機関
第2 消防体制の整備	長生郡市広域消防本部
第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備	総務課、福祉課、学校教育課、企画財政課、地域包括支援センター、社会福祉施設管理者、県
第4 情報通信体制の整備	総務課
第5 備蓄・物流計画	総務課、健康保険課、県、長生郡市広域消防本部
第6 防災関連施設の整備	各施設所管課、総務課
第7 帰宅困難者等対策	総務課、産業振興課、学校教育課、通信事業者、交通事業者、大規模集客施設事業者、企業、学校、観光施設等管理者
第8 防災体制の整備	総務課、企画財政課、健康保険課、福祉課、学校教育課、生涯学習課、各課、長生郡市広域消防本部

第1 防災意識の向上

地震編 第2章「第1節 防災意識の向上」に準ずる。

第2 消防体制の整備

地震編 第2章「第4節 消防体制の整備」に準ずる。

第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備

地震編 第2章「第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」に準ずる。

第4 情報通信体制の整備

地震編 第2章「第7節 情報通信体制の整備」に準ずる。

第5 備蓄・物流計画

地震編 第2章「第8節 備蓄・物流計画」に準ずる。

第6 防災関連施設の整備

地震編 第2章「第9節 防災関連施設の整備」に準ずる。

第7 帰宅困難者等対策

地震編 第2章「第10節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第8 防災体制の整備

地震編 第2章「第11節 防災体制の整備」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織及び動員計画

項 目	担 当
第1 町職員の配備	各部
第2 町災害体制本部の設置	各部

第1 町職員の配備

風水害に対する町職員の配備基準、体制は次のとおりとし、気象警報等の種類によっては自動配備をとる。

なお、非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

〈風水害時の非常配備基準〉

態勢	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 人 員
災害対策本部設置前	第1 配備 (1) 次の注意報の1以上が町に発表され、町長が必要と認めたとき ① 大雨注意報 ② 洪水注意報	災害関係課等職員で情報収集活動が円滑に行える体制	総務課
	第2 配備 (1) 次の警報の1以上が町に発表され、町長が必要と認めたとき ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 洪水警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報 (2) 次の状況により、町長が必要と認めたとき ① 本町が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき ② 町に土砂災害警戒情報、又は記録的短時間大雨情報が発表されたとき	第1 配備体制を強化し、状況により速やかに災害対策本部が設置できる体制	総務課、産業振興課、建設環境課及び自衛消防隊
災害対策本部設置後	第3 配備 局地的な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたとき (例) ① 本町付近に「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制	第2 配備に加え、各課の職員を適宜増員 ※大規模な発生が予想されるときは、各部長・本部付
	第4 配備 町内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合、町長が必要と認めたとき (例) ① 町に特別警報が発表されたとき	第3 配備体制を強化し対処する体制	全職員
	第5 配備 町内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき。	町のすべての機能をもって対処する体制	

※町長（本部長）は必要に応じて、配備人員を増減することができる。

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等中止する。
- ④ 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
- ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

1. 職員の動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に非常配備を周知する。動員職員は、直ちにあらかじめ指定された参集場所に参加する。

また、被害状況等により、職員の安否を確認した上で必要に応じて町長判断による配備体制をとる。

(2) 勤務時間外

ア 状況確認

町職員は、気象警報等の発表状況をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、自らの配備基準に該当する場合は、家族の身の安全を確認した後、できる限り早く登庁し、配備につく。

イ 参集行動

指名職員（避難所担当職員等）はあらかじめ指定された場所に参加し、その他の職員は通常の勤務場所に参加する。緊急に参加する際は、防災服又は作業に適する服装を着用し、身分証明書を携帯する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告するほか、参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。

なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの町の施設に参加し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ 宿日直者の対応

宿日直者が災害情報等を収受したときは、直ちに総務課長に報告する。

総務課長は町長等に状況報告し、また、配備等に関する指示を受け、必要な職員を動員するよう各課長に連絡する。

2. 警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 課長の対応

各課長は、気象情報等を収集し、台風や豪雨による被害が予想される場合は、非常配備等の指示の有無に関わらず、必要な職員を配置し、また、連絡体制を確立し、所管する区域の巡視や施設の点検等の警戒活動を開始する。

非常配備態勢が発令された場合は、関係職員を動員し、所管する警戒活動業務の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を総務課に随時報告する。

総務課長は、町長及び副町長が不在かつ緊急を要する場合、町長及び副町長に代わって次の行為をすることができる。この場合、総務課長は、その旨を速やかに町長に報告する。

- ① 避難指示等の発令（災害対策基本法第56条、第60条、町長の権限）
- ② 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- ③ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、課長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

役場においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

〈災害初期の主な警戒活動〉

- ① 防災行政無線（同報系）、防災メール等による住民への情報伝達
- ② 防災行政無線（移動系）等による情報収集
- ③ 県及び防災関係機関との情報連絡
- ④ 災害対策本部設置の準備
- ⑤ 避難所、救護所の設置準備及び開設運営の支援、その他救護活動の準備
- ⑥ 住民からの通報等の対応
- ⑦ 参集職員の指揮
- ⑧ 自治会・自主防災組織役員との連絡調整
- ⑨ 災害情報の収集
- ⑩ 住民への避難の呼びかけ
- ⑪ その他総務課長等の指示事項

第2 町災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、「非常配備基準（風水害時）」の3号配備、4号配備又は5号配備に該当する場合、長柄町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

(2) 本部室の設置

本部室を役場本庁舎に設置する。また、役場庁舎が使用不能な場合は、公民館に設置する。

(3) 設置の通知

町本部を設置したとき及び解散したときは県に通知するほか、町職員その他必要な機関に周知する。

通 知 先	通 知 方 法
町職員	庁内放送、町防災行政無線、職員連絡メール、電話・口頭
県（防災対策課）	県防災行政無線、電話、FAX、県防災情報システム、メール
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭、メール
住 民	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、防災メール、SNS（LINE等）、緊急速報メール、Lアラート
報道機関	電話、FAX、記者発表
隣接市町	電話、FAX、文書、メール

2. 本部組織の確立・運営

地震編 第3章 第1節 第2「2. 本部組織の確立・運営」に準ずる。

3. 職員の配置・応援等

地震編 第3章 第1節 第2「3. 職員の配置・応援等」に準ずる。

4. 災害特別調査班の編成

地震編 第3章 第1節 第2「4. 災害特別調査班の編成」に準ずる。

5. 現地災害対策本部の設置

地震編 第3章 第1節 第2「5. 現地災害対策本部の設置」に準ずる。

6. 防災関係機関との連携

地震編 第3章 第1節 第2「6. 防災関係機関との連携」に準ずる。

7. 県との連携

地震編 第3章 第1節 第2「7. 県との連携」に準ずる。

8. 町本部の解散

地震編 第3章 第1節 第2「8. 町本部の解散」に準ずる。

第2節 情報通信対策計画

項 目	担 当
第1 気象情報の収集・伝達	総務部、各部
第2 通信の確保	各部、防災関係機関
第3 被害情報等の収集・報告	各部、総務部、各防災関係機関
第4 災害広報・報道対応	総務部、管財経理部、防災関係機関、報道機関
第5 災害相談窓口の設置	総務部、各部
第6 被災者台帳の作成	総務部、管財経理部、各部

第1 気象情報の収集・伝達

1. 気象観測情報の把握

町（総務部）は、千葉県防災情報システムが提供する各種防災気象情報を監視し、必要に応じて関係各部に情報提供する。

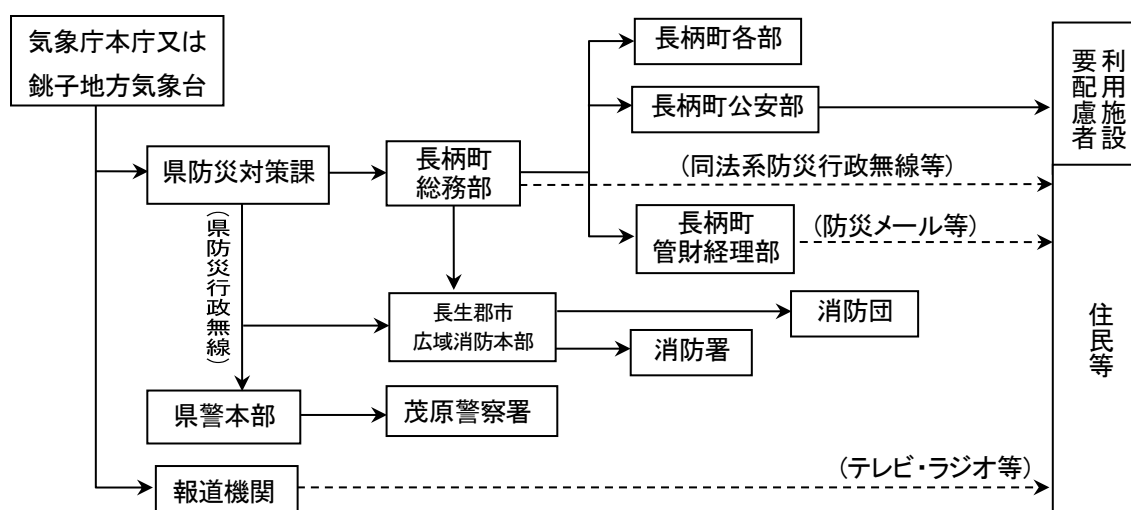
2. 気象警報等の伝達

町（総務部）は、町域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、関係者にその旨を伝達する。なお、特別警報が発表された場合は速やかに住民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

〈気象警報等の種類〉

注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪
警 報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪
そ の 他	記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報

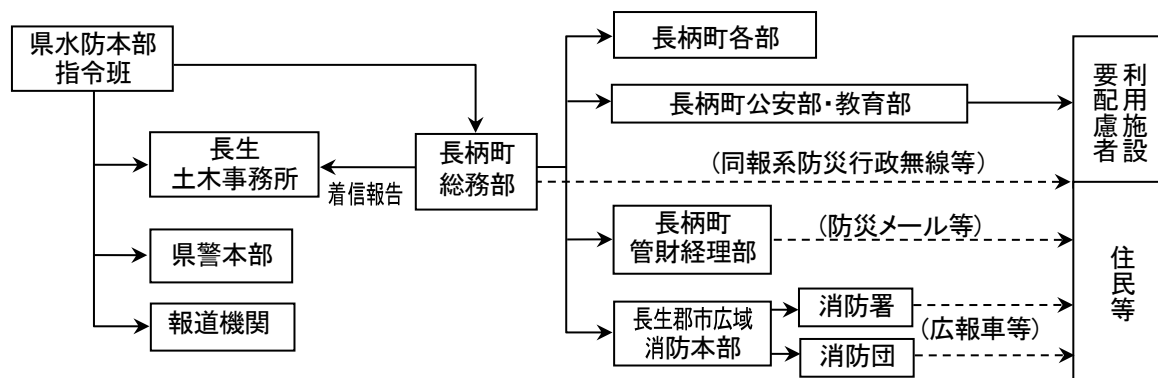
【資料編「気象警報・注意報発表基準一覧」】



〈気象警報等の伝達系統〉

3. 特別警戒水位到達情報の伝達

水位周知河川である一宮川の特別警戒水位到達情報等が通知された場合、町（総務部）は関係各部を通じて浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



〈特別警戒水位到達情報の伝達系統〉

4. 水防警報の伝達

水防警報河川である一宮川の水防活動のための水防警報については、千葉県水防計画に基づいて伝達する。

5. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町（総務部）又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町（総務部）に通報する。通報を受けた町（総務部）は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第2 通信の確保

地震編 第3章 第2節「第2 通信の確保」に準ずる。

第3 被害情報等の収集・報告

地震編 第3章 第2節「第3 被害情報等の収集・報告」に準ずる。

第4 災害広報・報道対応

地震編 第3章 第2節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。

第5 災害相談窓口の設置

地震編 第3章 第2節「第5 災害相談窓口の設置」に準ずる。

第6 被災者台帳の作成

地震編 第3章 第2節「第6 被災者台帳の作成」に準ずる。

第3節 風水害等避難計画

項 目	担 当
第1 避難指示等の発令	総務部、長生郡市広域消防本部、県、茂原警察署、自衛隊
第2 避難誘導等	総務部、茂原警察署、公安部、長生保健所、自治会・自主防災組織、各部、消防団、民生委員
第3 避難所の開設・運営	総務部、公安部、避難所担当職員、各部、技術部
第4 在宅等避難者の支援	総務部、管財経理部、公安部
第5 臨時避難所の確保等	総務部
第6 安否照会への対応	管財経理部

第1 避難指示等の発令

1. 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発表する。

なお、立ち退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。

その他、知事、警察官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令者	種類	要 件	根 拠
町 長	災害全般 (指示、緊急安全確保)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき立ち退き避難を指示し、急を要するときは緊急安全確保を指示できる。	災害対策基本法 第60条 第1項・第3項
知 事	災害全般 (指示、緊急安全確保)	町長が上記の事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに代行できる。	
警察官	災害全般 (指示、緊急安全確保)	町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときに、立ち退き避難又は緊急安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害全般 (指 示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立ち退き避難を指示できる。	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指 示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときに立ち退き避難を指示できる。	地すべり等防止法 第25条

第3章 第3節 風水害等避難計画

発令者	種類	要 件	根 拠
知事、その命を受けた職員 又は水防管理者	洪水 (指 示)	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認めるときに立ち退き避難を指示できる。	水防法 第29条

〈避難指示等の種類と住民等の行動〉

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[レベル5] 緊急避難確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
[レベル4] 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
[レベル3] 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者※等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、又は避難の準備をするなど自主的に避難するタイミングである。 - 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（注）「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

（2）洪水、土砂災害等に対する避難指示等の発令

本部長（総務部）は、河川の氾濫や土砂災害に対して5段階の警戒レベルに対応した基準で避難指示等を発令する。また、洪水氾濫に対する避難指示等においては、警戒レベル3の高齢者等避難の発令段階から家屋倒壊等氾濫想定区域の居住者等には避難開始を求める。

なお、決定にあたっては、洪水、土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を考慮するとともに、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。

発令基準は次のとおりとし、具体的な実施要領は「長柄町避難指示等の判断基準・伝達マニュアル」に定める。

第3章 第3節 風水害等避難計画

〈避難指示等の発令基準（洪水）〉

避難対象地区	洪水浸水想定区域（一宮川、水上川、豊田川）
[警戒レベル5] 緊急安全確保	① 河川水位が氾濫開始水位又は堤防高に到達したとき ② 洪水キキクルが「災害切迫（黒）」になったとき ③ 堤防に異常な漏水・侵食の進行、亀裂・すべりの発生等が確認された場合 ④ 樋門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ⑤ 堤防の決壊、氾濫が確認されたとき
[警戒レベル4] 避難指示	① 河川水位が計画高水位又は氾濫開始水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水キキクルが「危険（紫）」のとき ② 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
[警戒レベル3] 高齢者等避難	① 河川水位が氾濫注意水位を超え、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水キキクルが「警戒（赤）」のとき ② 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

（注）河川水位の観測所、基準水位は次のとおりである。

河川名	水位観測所	設置種類	水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位	氾濫開始水位
水上川	水上 （長柄町刑部）	県設置	24.30m	24.85m	27.70m	—
一宮川	第二調整池外 （茂原市墨田）	県設置	5.65m	6.70m	9.41m	—
豊田川	備橋（茂原市）	危機管理型	—	—	—	0m

〈避難指示等の発令基準（土砂災害）〉

避難対象区域	土砂災害警戒区域
[警戒レベル5] 緊急安全確保	① 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ② 土砂キキクルが「災害切迫」となったとき ③ 土砂災害の発生が確認された場合
[警戒レベル4] 避難指示	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂キキクルが「危険」となった場合 ③ 避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
[警戒レベル3] 高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクルが「警戒」になった場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の雨量基準値*に達することが想定される場合 ③ 大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

備 考	※町内に事前通行規制の雨量基準値が設定された道路区間はないが、次の区間については道路管理者がパトロールによって通行規制を行う場合がある。 ・国道 409 号（長柄町大庭～長南町倉持、2.8km、崩落・トンネルの危険） ・県道 14 号千葉茂原線（皿木～国府里、4.3km、崩落・路肩決壊の危険） ・県道 147 号長柄大多喜線（針ヶ谷～長柄山、3.50km、土砂崩落の危険）
-----	--

2. 警戒区域の設定

地震編 第3章 第3節 第1「2. 警戒区域の設定」に準ずる。

3. 避難指示等の解除

地震編 第3章 第3節 第1「3. 避難指示等の解除」に準ずる。

4. 情報共有

地震編 第3章 第3節 第1「4. 情報共有」に準ずる。

なお、洪水が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に伝達する。

5. 広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を町内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本町への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

第2 避難誘導等

地震編 第3章 第3節「第2 避難誘導等」に準ずる。

第3 避難所の開設・運営

避難指示等を発令した場合及び災害救助法の適用が見込まれる場合、本部長（町長）は避難所の開設・運営を開始する。また、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、町長（本部長）は知事を補助する。

なお、避難所の開設・運営は「避難所運営マニュアル—解説と運営の手順—」を基本とし、避難所運営委員会が整備された地域においては避難者による自治運営を推進し、未整備の地域においては臨時の避難所運営委員会を速やかに組織する。

また、町は、避難場所や避難所に退避したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

1. 避難所の開設・避難者の受入れ

(1) 避難所の開設

町本部長（総務部）は、新型コロナウイルス等感染症の感染防止のため避難所の過密防止を考慮しつつ、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難所担当職員に開設を指示する

とともに、県に状況を報告する。

(2) 避難者の収容

避難所担当職員は、施設管理者、自治会・自主防災組織と協力して避難者を受け入れ、また、避難者名簿を作成して入退所を管理し、町（公安部）に報告する。

また、町（公安部）は避難者名簿をとりまとめ、町内の避難者を把握する。

2. 避難所の運営・避難者の生活支援

地震編 第3章 第3節 第3「2. 避難所の運営・避難者の生活支援」に準ずる。

3. 避難所の閉鎖

地震編 第3章 第3節 第3「3. 避難所の閉鎖」に準ずる。

第4 在宅等避難者の支援

地震編 第3章 第3節「第4 在宅等避難者の支援」に準ずる。

第5 臨時避難所の確保等

地震編 第3章 第3節「第5 臨時避難所の確保等」に準ずる。

第6 安否照会への対応

地震編 第3章 第3節「第6 安否照会への対応」に準ずる。

第4節 竜巻等対策

項 目	担 当
第1 竜巻情報の収集・伝達	総務部
第2 竜巻被害への対応	技術部、総務部

第1 竜巻情報の収集・伝達

1. 竜巻情報等気象情報の収集

町（総務部）は、気象庁から竜巻注意情報が発表された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて住民等へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて同報系防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図る。

2. 被害情報の収集・伝達、調査

町（総務部）は、被災区域周辺の公共施設所管課に対して被害状況等の確認と報告を要請する。また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、町（総務部）は、被害家屋調査及び罹災証明の発行を速やかに実施する。

第2 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置は本章各節に定める内容に準ずるが、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意する。

1. がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、町（技術部）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。また、被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。

2. 被災家屋の復旧支援

地震編 第3章 第18節「第8 ブルーシートの供給等」に準ずる。

第5節 要配慮者等の支援計画

地震編 第3章「第4節 要配慮者等の支援計画」に準ずる。

第6節 消防・水防対策計画

項 目	担 当
第1 消防・救助・救急活動	長生郡市広域消防本部
第2 危険物等の対策	長生郡市広域消防本部、県
第3 水防活動	長生郡市広域消防本部

第1 消防・救助・救急活動

地震編 第3章 第5節「第1 消防・救助・救急活動」に準ずる。

第2 危険物等の対策

地震編 第3章 第5節「第2 危険物等の対策」に準ずる。

第3 水防活動

洪水のおそれがある場合、長生郡市広域消防本部は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力、応援を得て水防活動を実施する。

- ア 水防資機材の調達
- イ 気象情報等の収集、連絡
- ウ 河川・水路の水位等の巡視、連絡
- エ 大雨等により浸水した箇所の排水作業
- オ 県、防災関係機関への応援要請

第7節 医療・救護計画

地震編 第3章「第6節 医療・救護計画」に準ずる。

第8節 災害警備計画

項 目	担 当
第1 災害警備	茂原警察署
第2 防犯活動	総務部、茂原警察署

第1 災害警備

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

1. 警備体制

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

大雨、洪水、暴風警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(3) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

2. 活動要領

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ① 要員の招集及び参集 | ② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達 |
| ③ 装備資機材の運用 | ④ 通信の確保 |
| ⑤ 救出及び救護 | ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒 |
| ⑦ 警戒線の設定 | ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止 |
| ⑨ 報道発表 | ⑩ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護 |
| ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容 | |
| ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保） | |
| ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動） | |
| ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請 | ⑮ その他必要な応急措置 |

第2 防犯活動

地震編 第3章 第7節「第2 防犯活動」に準ずる。

第9節 交通・輸送対策

項 目	担 当
第1 道路災害の警戒	技術部、総務部、茂原警察署、長生土木事務所、東日本高速道路（株）
第2 緊急通行路線の確保	技術部、茂原警察署、長生土木事務所、東日本高速道路（株）
第3 緊急輸送	総務部、公安部、技術部

第1 道路災害の警戒

1. 大雨・洪水時の警戒

各道路管理者（町技術部、長生土木事務所、東日本高速道路株式会社）及び警察署は、風水害の警戒段階から管理する道路の巡視、点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難指示等が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、倒木等の被害状況を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに町（総務部）に伝達する。

2. 降雪時の警戒

各道路管理者は道路の積雪状況を巡視し、幹線道路、積雪状況、交通量等を考慮して除雪路線や優先区間等を検討し、相互に連携して除雪を行う。

また、積雪状況や路面状況等を考慮し、凍結防止剤、融雪剤等を散布し、状況に応じて交通規制を実施し、交通の安全を確保する。

第2 緊急通行路線の確保

地震編 第3章 第8節「第1 緊急通行路線の確保」に準ずる。

第3 緊急輸送

地震編 第3章 第8節「第2 緊急輸送」に準ずる。

第10節 水・食料・生活物資等対策

地震編 第3章「第9節 水・食料・生活物資等対策」に準ずる。

第11節 応援等の要請・受入れ計画

地震編 第3章「第10節 応援等の要請・受入れ計画」に準ずる。

第12節 応急教育等対策

地震編 第3章「第11節 応急教育等対策」に準ずる。

第13節 応急保育計画

地震編 第3章「第12節 応急保育計画」に準ずる。

第14節 帰宅困難者等対策

地震編 第3章「第13節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第15節 保健活動・防疫計画

地震編 第3章「第14節 保健活動・防疫計画」に準ずる。

第16節 遺体の搜索・処置・埋火葬計画

地震編 第3章「第15節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画」に準ずる。

第17節 災害廃棄物・障害物等対策

地震編 第3章「第16節 災害廃棄物・障害物等対策」に準ずる。

第18節 環境汚染等対策

地震編 第3章「第17節 環境汚染等対策」に準ずる。

第19節 住宅等応急対策計画

地震編 第3章「第18節 住宅等応急対策計画」に準ずる。

第20節 ライフライン施設等応急対策計画

地震編 第3章「第19節 ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。

第21節 災害ボランティア対応計画

地震編 第3章「第20節 災害ボランティア対応計画」に準ずる。

第22節 災害救助法適用事務計画

地震編 第3章「第21節 災害救助法適用事務計画」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

地震編 第4章「第1節 被災者の生活再建支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

地震編 第4章「第2節 災害復旧事業の推進」に準ずる。

第3節 災害復興計画

地震編 第4章「第3節 災害復興計画」に準ずる。

